

役員および評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人恵美寿福祉会の定款第8条および第21条の規定に基づき、役員および評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事および監事をいう。
- (2) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (3) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれるものをいう。
- (4) 報酬等とは、社会福祉法第45条35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の移管を問わない。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）および手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 評議員には、定款第8条で定めるとおり無報酬とする。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間1,000万円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は20万円とする。

3 この法人の非常勤理事及び監事に対する報酬は、別表第1「非常勤理事の報酬」に定める額とする。

4 評議員に対する報酬の額は別表第2に定める額とする。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 非常勤の役員に対する報酬および費用は、理事長は毎月末日、非常勤理事、監事は、理事会または評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった翌月28日に支給する。ただし、その日が土曜日、日曜日または祝日の場合は、給与規則の規定に準じて支給する。

3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得て、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額および本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 役員等が出張する場合は、旅費を支給するものとし、その支給については、旅費支給規程に基づくものとする。

2 役員等が職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、令和2年6月13日から施行する。

別表第1（非常勤役員の報酬）

区分		
理事長	保育園、小規模保育園の運営	月額 400,000円（税込）
理事	理事会等会議への出席	日額 10,000円（税別）
理事	大阪府以外在住者の理事会出席	日額 20,000円（税別）
監事	監事監査、理事会等への出席	日額 10,000円（税別）
監事	大阪府以外在住者の理事会出席	日額 20,000円（税別）

監事監査、理事会等への出席

別表第2（評議員の報酬）

評議員の報酬	日額
評議員会等への出席	0円